

介護保険の制度改正に係る給付と負担の議論の結論 (年末に結論を出すと言われていたもの)

1 利用者負担について

介護保険の利用者負担割合が2割となる「一定以上所得」の判断基準の見直し。

【結論】

介護サービスは医療サービスと利用実態が異なること等を考慮しつつ、改めて総合的かつ多角的に検討を行い、第10期介護保険事業計画期間の開始（令和9年度から）の前までに、結論を得ることとされました。

2 第1号保険料負担の在り方

国の定める標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ。

【結論】

介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化する（第8期の標準段階の9段階から13段階への多段階化、高所得者の標準乗率の引き上げ、低所得者の標準乗率の引き下げ等）ことで、低所得者の保険料上昇の抑制を図ることとされました。

3 多床室の室料負担について

介護老人保健施設及び介護医療院において、多床室の室料負担を入所者に求めること。

【結論】

介護老人保健施設及び介護医療院の内、一部の施設については、新たに室料負担（月額8千円程度）を導入することとされました。

ただし、導入時期は、令和7年度中とされ、まだ確定していません。